

【この用紙が複数必要な場合はコピーしてください。】

←切り離し可能。提出する際は、切り離してください。

受験申込者自筆無効
すべて証明者が記入してください

実務経験証明書

令和4年度

(岡山県介護支援専門員実務研修受講試験)

岡山県知事 殿

↓ 必ずご記入ください。



《確定の証明書》

証明年月日 令和4年6月30日

証明者(事業所)の所在地 岡山市北区弓之町6-1

証明者(事業所)の名称 特別養護老人ホーム ももっち

代表者役職名・代表者名 施設長 旭 一郎

代表者の印

証明書の問合せ先: 086-111-1111

担当者名: 総務部 備前 花子

代表者と印は揃えるようにお願いします。

一例
施設長なら施設長印
取締役なら取締役印・社印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

1 確定 2 見込

受験申込者名	岡山 太郎 (生年 昭和 47年8月30日 月日 平成)
施設・事業所の種類・名称	種類 特別養護老人ホーム
	名称 ももっち
施設・事業所の所在地	岡山市北区弓之町6-1
受験者の職種・業務区分・業務内容 ※下記参照	職種 介護職員
	業務区分 ① 職種欄記載の免許・国家資格に基づく業務 2 相談援助業務
	業務内容 特別養護老人ホームで介護福祉士として、主に食事、入浴、排泄等の介護業務を行っている
上記業務への従事期間	昭和 平成 3年4月1日 ~ 昭和 平成 4年6月30日 (1年3月間) (令和 令和)
うち業務への従事日数	300 日間

※職種・業務区分・業務内容について
 業務区分「2 相談援助業務」とは、P26~P27に記載の相談援助業務に該当する場合を指します。
 業務区分「2 相談援助業務」の場合は、職種が国家資格名になることはありません。
 (職種:「社会福祉士」業務区分:「2 相談援助業務」は不可)
 例 社会福祉士の資格を取得し、特別養護老人ホームで生活相談員として相談援助業務に従事
 →職種:「社会福祉士」業務区分「1 免許・国家資格」に○
 または 職種:「生活相談員」業務区分「2 相談援助業務」に○

日にちの端数は切り捨てて記入してください。
 なお、複数の勤務先での従事期間の端数を合計しなければ5年間に足りない場合は、端数を合計するので、試験申込時にその旨をお申し出ください。

●業務内容(第1号及び第2号の区分)が異なる場合や、事業所名が異なる場合は、別葉で作成してください。
 例 同じ事業所内で、ある期間は介護福祉士として介護業務、ある期間は生活相談員として勤務していた場合
 例 職種・業務区分・業務内容は変わらないが、同じグループ内の組織でも、別の事業所で勤務していた場合

●業務内容が第1号区分の業務の場合は、免許・国家資格に基づく業務のため、取得日(登録年月日)以降の期間のみ、証明の対象となります。

次の証明書は無効となります。

- 受験申込者が自筆したもの
- 消せるボールペンで書かれたもの
- 証明者印のないもの
- 証明内容の記入漏れ又は内容が不明なもの
- 修正テープ等の使用による修正のあるもの

【この用紙が複数必要な場合はコピーしてください。】

←切り離し可能。提出する際は、切り離してください。

受験申込者自筆無効
すべて証明者が記入してください

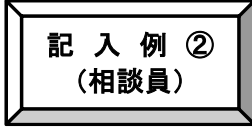
実務経験証明書

(岡山県介護支援専門員実務研修受講試験)

令和4年度

岡山県知事 殿

↓ 必ずご記入ください。



《確定の証明書》

証明年月日 令和4年6月30日

証明者(事業所)の所在地 岡山市北区弓之町6-1

証明者(事業所)の名称 特別養護老人ホーム ももっち

代表者役職名・代表者名 施設長 旭 一郎



証明書の問合せ先: 086-111-1111

担当者名: 総務部 備前 花子

代表者と印は揃えるように
お願いします。
一例
施設長なら施設長印
取締役なら取締役印・社印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

1 確定	2 見込
------	------

受験申込者名	岡山 太郎 (生年 昭和 47年8月30日) 月日 平成	
施設・事業所の種類・名称	種類	特別養護老人ホーム
	名称	ももっち
施設・事業所の所在地	岡山市北区弓之町6-1	
受験者の職種・業務区分・業務内容 ※下記参照	職種	生活相談員
	業務区分	1 職種欄記載の免許・国家資格に基づく業務 ② 相談援助業務
	業務内容	特別養護老人ホームにおいて生活相談員として相談業務に従事
上記業務への従事期間	昭和 平成 3年4月1日 ~ 昭和 平成 4年6月30日 (1年3月間) 令和 令和	
うち業務への従事日数	300 日間	

《注意》
施設・事業所の種類により、
職種が異なります。
詳しくは受験要項P26~P27を
確認してください。

例
種類 特養 → 職種 生活相談員
種類 老健 → 職種 支援相談員

※職種・業務区分・業務内容について
業務区分「2 相談援助業務」とは、P26~P27に記載の相談援助業務
に該当する場合を指します。
業務区分「2 相談援助業務」の場合は、職種が国家資格名になる
ことはありません。
(職種:「社会福祉士」業務区分:「2 相談援助業務」は不可)
例 社会福祉士の資格を取得し、特別養護老人ホームで生活相談員と
して相談援助業務に従事
→職種:「社会福祉士」業務区分「1 免許・国家資格」に○
または 職種:「生活相談員」業務区分「2 相談援助業務」に○

日にちの端数は切り捨てて記入してください。
なお、複数の勤務先での従事期間の端数を合計
しなければ5年間に足りない場合は、端数を合計
するので、試験申込時にその旨をお申し出ください。

- 業務内容(第1号及び第2号の区分)が異なる場合や、事業所名が異なる場合は、別葉で作成してください。
例 同じ事業所内で、ある期間は介護福祉士として介護業務、ある期間は生活相談員として勤務していた場合
例 職種・業務区分・業務内容は変わらないが、同じグループ内の組織でも、別の事業所で勤務していた場合
- 業務内容が第1号区分の業務の場合は、免許・国家資格に基づく業務のため、
取得日(登録年月日)以降の期間のみ、証明の対象となります。

次の証明書は無効となります。
○受験申込者が自筆したもの ○消せるボールペンで書かれたもの ○証明者印のないもの
○証明内容の記入漏れ又は内容が不明なもの ○修正テープ等の使用による修正のあるもの

【この用紙が複数必要な場合はコピーしてください。】

←切り離し可能。提出する際は、切り離してください。

受験申込者自筆無効
すべて証明者が記入してください

実務経験証明書

(岡山県介護支援専門員実務研修受講試験)

令和4年度

岡山県知事 殿

↓ 必ずご記入ください。



《見込の証明書》

証明年月日 令和4年6月30日

証明者(事業所)の所在地 倉敷市羽島1083

証明者(事業所)の名称 医療法人白桃会 ももっち病院

代表者役職名・代表者名 院長 旭 一郎

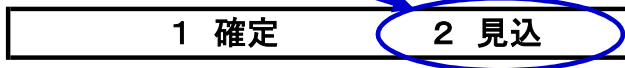
代表者の印

証明書の問合せ先: 086-222-2222

担当者名: 総務部 備前 花子

代表者と印は揃えるように
お願いします。
一例
施設長なら施設長印
取締役なら取締役印・社印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。



受験申込者名	岡山 太郎 (生年 昭和 47 年 8 月 30 日) 月日 平成
施設・事業所の種類・名称	種類 病院
	名称 ももっち病院
施設・事業所の所在地	倉敷市羽島1083
受験者の職種・業務区分・業務内容 ※下記参照	職種 看護職員
	業務区分 ① 職種欄記載の免許・国家資格に基づく業務 2 相談援助業務
	業務内容 病棟で看護師として患者への看護業務を行っている (※病院での勤務の場合、外来か病棟かの記載もお願いいたします。)
上記業務への従事期間	昭和 平成 3 年 4 月 1 日 ~ 昭和 平成 4 年 10 月 8 日 (1 年 6 月間) 令和 令和
うち業務への従事日数	368 日間

※職種・業務区分・業務内容について
業務区分「2 相談援助業務」とは、P26～P27に記載の相談援助業務に該当する場合を指します。この場合、国家資格(社会福祉士)を取得している場合であっても「2 相談援助業務」に○をつけるようにしてください。
業務区分が「2 相談援助業務」の場合は、職種が国家資格名になることはありません。
(職種:「社会福祉士」業務区分:「2 相談援助業務」は不可)
例 社会福祉士の資格を取得し、特別養護老人ホームで生活相談員として相談援助業務に従事
→職種:「生活相談員」業務区分「2 相談援助業務」に○

見込証明の場合は、試験前日までの従事期間と従事日数を記入してください。

日にちの端数は切り捨てて記入してください。
なお、複数の勤務先での従事期間の端数を合計しなければ5年間に足りない場合は、端数を合計するので、試験申込時にその旨をお申し出ください。

- 業務内容(第1号及び第2号の区分)が異なる場合や、事業所名が異なる場合は、別葉で作成してください。
例 同じ事業所内で、ある期間は介護福祉士として介護業務、ある期間は生活相談員として勤務していた場合
例 職種・業務区分・業務内容は変わらないが、同じグループ内の組織でも、別の事業所で勤務していた場合
- 業務内容が第1号区分の業務の場合は、免許・国家資格に基づく業務のため、取得日(登録年月日)以降の期間のみ、証明の対象となります。

次の証明書は無効となります。
○受験申込者が自筆したもの ○消せるボールペンで書かれたもの ○証明者印のないもの
○証明内容の記入漏れ又は内容が不明なもの ○修正テープ等の使用による修正のあるもの